

産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート

【追加シート①(特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物を含む))】

【基本シート】と併せて使用してください

区分	チェック項目	チェック欄			主な根拠法令
		適	不適	非該当	
1 保管の基準	特別管理産業廃棄物に他の物が混入することのないように仕切りを設けるなどしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第12条の2第2項 規第8条の13
	特別管理産業廃棄物の種類に応じて、次のような措置を講じている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	① 廃油、PCB廃棄物は、揮発を防止(容器に入れ密封するなど)し、高温にさらされないようにすること。	()	()	()	
	② 廃酸、廃アルカリは、これによる腐食の防止(容器に入れ密封するなど)	()	()	()	
	③ PCB廃棄物(汚染物、処理物)は、腐食の防止	()	()	()	
	④ 廃石綿等は、飛散の防止(梱包するなど)	()	()	()	
⑤ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、腐敗の防止(冷暗所での保管など)	()	()	()		

2 梱包・表示 【感染性廃棄物のみ】	収集運搬に先立ち、密封できる容器に入れている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		令第6条の5第1項 第1号
	梱包容器は、「鋭利なもの」「固形状のもの」「液状又は泥状のもの」の3種類に区分して、それぞれ次のような容器を使用している。(同一処理の場合で一括梱包する場合は、それぞれの性状に応じた材質を併せ持つ容器を使用している)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	① 鋭利なものは、金属製やプラスチック製等で耐貫通性のある堅牢な容器				
	② 固形状のものは、丈夫なプラスチック袋を2重にして使用するか、堅牢な容器				
	③ 液状又は泥状のものは、廃液等が漏洩しない密封容器				
	感染性産業廃棄物を収納した容器には、各区分に応じて次の色分けをしたバイオハザードマークを表示するなど、感染性産業廃棄物であること及びその性状が判別できるようにしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
① 鋭利なものは黄色					
② 固形状のものは橙色					
③ 液状又は泥状のものは赤色					

3 委託の基準	処理を委託しようとする業者に対して、あらかじめ、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を文書(廃棄物データシート等)で通知している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第12条の2第6項 令第6条の6第1号 規第8条の16
---------	--	--------------------------	--------------------------	--	------------------------------------

4 管理責任者	事業場には、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置いている。 【資格の詳細については、下記ウェブサイトをご参照ください。】 https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000001547.html	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第12条の2第8項、 第9項 規第8条の17第2号
	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更があった場合には、30日以内に「特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書」を作成し、京都市に提出している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第9条

区分	チェック項目	チェック欄			主な根拠法令
		適	不適	非該当	
5 産業廃棄物処理計画書等 (多量排出事業者に該当する場合の基準です。)	前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上である事業場について、「特別管理産業廃棄物処理計画書」を作成し、6月30日までに京都市に提出している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条の2第10項 令第6条の7 規第8条の17の2
	前年度に上記計画書を提出した場合は、「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を作成し、6月30日までに京都市に提出している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条の2第11項 規第8条の17の3

6 PCB廃棄物を保管している場合のみ <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	毎年6月30日までに、前年度のPCB廃棄物の保管、処分の状況について「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を作成し、京都市に提出している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		PCB特措法第8条 PCB特措法規則第5条	
	高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に委託し、処分を完了している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		PCB特措法第10条
	低濃度PCB廃棄物を処理するため、無害化処理施設や収集運搬業者にPCB機器等の処分に関する情報を確認し、見積書の取得や契約等の手続を進めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		PCB特措法第10条、 第14条
	低濃度PCB廃棄物を保管する事業場に変更があった場合は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書」を作成し、10日以内に变更前後の事業場が所在する自治体に提出している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		PCB特措法規則第10条、第11条
	PCB廃棄物の譲渡し、譲受けは、規則で定める場合を除き行っていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			PCB特措法第17条
	相続、合併又は分割によりPCB廃棄物を保管する事業者の地位を承継した場合は、30日以内に「承継届出書」を京都市に提出している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		PCB特措法第16条 PCB特措法規則第25条